

議事日程（開会日） 令和6年6月5日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告について
- 日程第 4 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（木曽岬町税条例及び木曽岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 5 議案第32号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第33号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第34号 木曽岬町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第35号 木曽岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第36号 木曽岬町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 報告第1号 令和6年度木曽岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和5年度木曽岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について
- 日程第11 報告第2号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 報告第3号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第13 報告第4号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計予算事故繰越計算書の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1番	後 藤 紀 子	2番	古 村 護
3番	鎌 田 鷹 介	5番	加 藤 眞 人
6番	伊 藤 守	7番	服 部 芙二夫
8番	三 輪 一 雅	9番	伊 藤 好 博

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	加 藤 隆	副 町 長	森 清 秀
教 育 長	伊 藤 芳 彦	総 務 政 策 課 長	小 島 裕 紹
危 機 管 理 課 長	坂 倉 丈 夫	会 計 管 理 者	藤 井 光 利
産 業 課 長	中 山 重 徳	建 設 課 長	伊 藤 雅 人
住 民 課 長	伊 藤 正 典	税 務 課 長	神 野 美 紀 恵
教 育 課 長	村 上 強	福 祉 課 長	黒 田 和 弘
子ども・健康課長	佐 藤 信 恵	ふれあいの里所長	松 本 大

事務局出席職員

事 務 局 長	多 賀 達 人	議 会 事 務 局	鈴 木 琴 音
---------	---------	-----------	---------

=====

午前 9 時 0 分開会

○議長（三輪一雅議員） 皆様、おはようございます。

本日、令和 6 年第 2 回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、諸般何かとご多用のところ、ご出席を賜わり厚く御礼申しあげます。また、加藤町長はじめ執行部の皆様におかれましても、ご出席いただきありがとうございます。

今期定例会に提出されております議案につきましては、執行部提出議案 10 件でございます。いずれも重要な案件が提出されており、その詳細については、後ほど執行部より説明がなされると存じますが、議員の皆様方におかれましては、住民の負託にこたえるべく、十分なご審議を尽くしていただきますよう、お願い申し上げます。

また、議会運営には、格段のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は 8 名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、ただ今より、令和 6 年第 2 回木曾岬町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のタブレットご覧のと通りの日程です。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（三輪一雅議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名についてを行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長より指名します。

6 番議席、伊藤守議員、7 番議席、服部英二夫議員のご両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

去る 5 月 30 日、議会運営委員会が開かれ、今期定例会の議会運営などについて、ご審査をいただいておりますので、議会運営委員長より、委員会の審査経過報告をお願いいた

します。

○7番（服部英二夫議員） 議長、7番。

○議長（三輪一雅議員） 7番議席、服部英二夫委員長。

○7番（服部英二夫議員） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会のご報告をさせていただきます。

去る5月30日午前9時より、議会運営委員会を開催し、委員4名全員の出席をいただくと共に、地方自治法並びに議会会議規則の規定に基づき、議長並びに副議長の出席を求め、執行部より町長、副町長及び担当課長の出席のもとに、令和6年第2回木曽岬町議会定例会における日程及び付議事件等について協議をいたしましたので、その審査経過と結果をご報告いたします。

委員会では、まず、加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と、提出される議案の大綱について説明を受け、次に、町長、担当課長より、その議案の概要説明を受け審査に入りました。

説明を受けました議案の内容は割愛させていただきますが、本定例会初日に提出される議案は、専決処分事項の承認案件1件、一般会計の補正予算案1件、特別会計の補正予算案1件、条例の一部改正案3件の6件で、他に報告案件4件、合わせて10件であります。

これらの議案について、十分に内容を審査した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識いたしまして、全てを今期定例会で審議する議案として承認いたしました。

次に、本定例会の会期日程についての審査では、先ほど申しました審議議案の状況を考慮し、本会議で議案を審議するものとして、会期については、本日5日から14日までの10日間とし、十分にご審議を尽くしていただくことで承認いたしました。

次に、本定例会の議事日程でございますが、本日の日程はこの後、加藤町長より行政報告を行っていただくこととしております。

この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、最初に承認第1号を上程し、町長より提案理由の説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑、討論、採決を行っていただくこととしています。

次に、議案第32号から議案第36号の5議案を一括上程させていただきます。この上程しました5議案について、加藤町長に提案理由説明を求め、担当課長から詳細な説明を行っていただきます。

続いて、報告第1号から報告第4号までの4議案を一括上程し、町長より上程議案の提案理由説明を受け、担当課長より詳細な説明を行っていただきます。

以上をもって、令和6年第2回定例会の初日は散会とさせていただきます。

なお、本定例会での議案等の審議については、委員会付託を省略して本会議で審議すべきとなりました。

次に、定例会は、6月12日午前9時より再開していただき、最初に一般質問を行って

いただきます。

一般質問の通告は、7名の方が通告されており、この一般質問の取扱いを審査しましたところ、それぞれ受付順に質問し答弁をいただくこととしましたので、よろしくお願いいたします。

なお、発言は、町議会関係例規に基づいて行っていただきます。

この一般質問を終えたのち、議案第32号から議案第36号までの5議案を一括上程し、それぞれの議案に対する質疑を個別に行っていただきます。

続いて、報告第1号から報告第4号までの4議案を一括上程し、個別に質疑を行っていただきまして、議会への報告は終了といたします。

以上をもって、12日の本会議は散会とさせていただきます。

次に、定例会最終日は、6月14日午前9時より再開し、議案第32号から議案第36号までの5議案を一括上程し、討論を行っていただきます。

なお、議案に対する討論は、一括討論とさせていただきますが、議案採決については、それぞれ一議案ごとに行っていただきます。

次に、発議案として意見書1件が提出されておりますので、ご審議をいただく予定としております。

以上の審議の終了をもって、閉会宣告をしていただき、令和6年第2回定例会は閉会とさせていただきます。

以上、議会運営委員会の審議結果報告とさせていただきます。

令和6年6月5日、議会運営委員会委員長、服部英二夫。

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、当日の審査ご苦労さまでございました。

ここで、皆様にお諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長より、今期定例会の会期は、本日6月5日から6月14日までの10日間とする旨のご報告がございました。よって、今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月14日までの10日間といたしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月14日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 行政報告について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第3、行政報告についてを議題といたします。

加藤町長より、行政報告をお願いいたします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 改めて、皆様、おはようございます。

議員の皆様方には本会議の前に、叙勲伝達式ということで、早朝からご参集をいただきまして本当にありがとうございました。

この季節、緑が日ごとに鮮やかになって参りまして、夏日とはいえ、さわやかな新緑の季節になって参りました。そうした中で、本日、令和6年第2回木曽岬町議会定例会を招集、開会をいただきましたところ、議員の皆様方には、早朝からご参集をいただき、誠にありがとうございます。

今期定例会に上程いただきます議案は、各会計の補正予算案、条例の改正案など、いずれも重要な案件ばかりでございます。何卒、十分にご審議を尽くしていただきますようお願いを申し上げます。

それでは早速でございますが、議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

はじめに、木曽岬干拓地の状況についてでございますが、去る5月14日、第12回目となる木曽岬干拓地土地利用検討協議会が開催され、伊勢湾岸自動車道以南の都市的土地利用計画についての協議が行われました。

まず、令和5年度に三重県が行った「可能性のある土地利用の用途に関する具体的な調査」の結果報告があり、将来にわたって土地需要や企業進出、立地を見込むことが出来るのは、物流、製造、再生可能エネルギーを始めとする産業系や観光、レクリエーションなどの交流系の分野であることが判明したとのことでございました。

続いて、今後の都市的土地利用の方向性について、令和6年度では、引き続き土地需要の動向等を調査しながら、令和8年度での都市的土地利用計画の策定を目指していくこと、併せて、農業体験広場を地域のために有効的に活用できるよう、民間に貸し出すことも含めた暫定利用の着手を目指していくこと、という2点の報告を受けるとともに、愛知県側へのアクセス道路の進捗状況についての報告も受けました。

出席した委員からは、木曽岬干拓地が持っている高いポテンシャルを十分に引き出せるよう、土地利用計画の構築をしっかりと考えていくこと、という意見がございましたし、私からは、干拓地内で立地する企業が増えてきているので、今後増加が見込まれる交通量の分散が図られるよう、関係機関との連携を密にしながらスピード感を持って道路整備を進めていただくよう意見をさせていただきましたので、ご報告させていただきます。

次に、連携協定についてでございますが、3月7日にRIZAPグループ株式会社様と町民の健康増進および介護予防等の推進を図ることを目的とした包括連携協定を、また、4月5日にはブックオフコーポレーション株式会社様と活力のある地域社会の形成と町民サービスの向上に寄与することを目的とした地域連携協定を、それぞれ締結させていただきました。

RIZAPグループ株式会社様には、輪心の里の空きスペースを活用したコンビニジム

を開設していただく予定となっており、現在、6月下旬のオープンに向けて改修工事が進められているところでございます。今後は、コンビニジムの活用や、子ども・健康課との連携により行われる町民の健康増進に向けた各種取組に期待をしたいと考えているところでございます。

一方、ブックオフコーポレーション株式会社様におかれましては、4月23日に、図書館内でふるさとブックオフをオープンしていただき、新規来館者の増加に繋げていただくと共に、広く町の内外の方々にご利用いただくことができました。引き続き、町民のニーズに沿った運用となるよう期待したいですし、今後開催が予定されているわいわい市場にも積極的に参加をして地域を盛り上げていただけることにもなっておりますので、そちらにも期待をしていきたいと考えているところでございます。

最後に、本年1月1日に発生した能登半島地震における本町の職員派遣の状況についてでございますが、本年2月からこれまで、当町からは、避難所運營業務で3名、公費解体における事務で2名、被害認定調査業務で1名、そして保健師活動で1名の計7名と社会福祉協議会から1名の職員を派遣して参りましたが、去る5月22日、発災当初からこれまで、三重県が石川県輪島市に対して行っていた各種支援や、被害認定調査などに係る職員派遣を、5月末日をもって終了する旨の記者発表が行われたことから、当町といたしましても、職員派遣を終了することとさせていただきます。

なお、本日、石川県輪島市の坂口茂市長が三重県庁を訪れ、ご挨拶をいただくと聞いているところでございます。被災地の一日も早い復旧・復興を願う次第でございます。

今回の支援活動で得られた気づき・教訓を踏まえ、今後発生が予測されている大規模災害への対策に反映させていただきたいと考えているところでございます。

以上のことを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の行政報告が終わりました。

日程第4 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（木曽岬町税条例及び木曽岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（木曽岬町税条例及び木曽岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を上程し、これを議題といたします。

ここで、加藤町長に、提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいま上程を賜りました、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（木曽岬町税条例及び木曽岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、その提案理由を申し

上げます。

令和6年度の税制改正に伴う地方税法等の一部改正が、令和6年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴う木曽岬町税条例及び木曽岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分により所要の改正を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

主な改正内容は、木曽岬町税条例の一部改正では、個人住民税における所得割額の定額減税に関する規定の整備と固定資産税における宅地等の負担調整措置の延長について改正を行うものでございます。

また、木曽岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部改正では、定住化促進のため、町の独自制度による減免の適用期間を2年間延長するものでございます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきますので、十分にご審議を尽くしていただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○税務課長（神野美紀恵課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 神野税務課長。

○税務課長（神野美紀恵課長） それでは、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（木曽岬町税条例及び木曽岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について）ご説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、早急に木曽岬町税条例及び木曽岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する必要が生じ、令和6年3月31日に専決処分により所要の改正を行ったものでございます。

改正の概要を申し上げますと、住民税におきましては定額減税の実施に伴い、控除の対象者とその控除する額を定めるものでございます。減税の対象者となる納税義務者は約2,900人、減税額は約2,500万円と見込んでおります。この定額減税による減収額は、全額国費で補填されることとなっております。

また、固定資産税においては、土地に係る負担調整など継続する改正になります。評価替えにより評価額に急激な上昇があった場合にも、税負担の上昇はゆるやかになるよう課税標準額を徐々に引き上げる負担調整措置などが講じられてきましたが、令和6年度から令和8年度までの3年間についても、これらの措置が継続されることとなります。

それでは、改正箇所について、新旧対照表によりご説明させていただきます。項ずれや適用期限の終了、延長等に伴う、その他の所要の改正についての説明は割愛させていただ

きます。

新旧対照表をご覧ください。第1条関係の木曾岬町税条例の改正になります。

附則第5条の2、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例においては、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により生じた住宅や家財等の損失について、納税義務者の選択により令和5年に生じたものとして、令和6年度分の個人住民税の雑損控除の適用対象とする特例措置を規定するものでございます。

附則第7条の5から附則第7条の8においては、令和6年度の個人住民税に係る定額減税についての規定の整備となります。

定額減税とは、国民の可処分所得を拡大させるために、令和6年度税制改正で設けられた国内の居住者に対する1年限りの減税制度です。

減税額は、控除対象者1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税から1万円、合計4万円が控除されます。

例えば、納税義務者と控除対象配偶者と扶養親族1人の計3人の場合、納税義務者本人の個人住民税の所得割額から、1万円掛ける3人分の3万円が控除されるものです。この措置を受けまして、その詳細を各条で定めるものです。

附則第7条の5においては、定額減税の対象者を前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者であることを定めるとともに、所得割額を利用して判定するものについては、定額減税前の所得割額にて判定する旨を規定するものでございます。

附則第7条の6においては、定額減税を行った場合の普通徴収の方法について規定するものとなっております。普通徴収の場合、定額減税額を第1期分の納付額から控除し、控除しきれない部分は、第2期分以降の納付額から順次控除することとされており、これについて詳細に規定するものでございます。

附則第7条の7においては、定額減税を行った場合の公的年金からの特別徴収方法、年金天引きについて規定するものとなっております。

第1項では、年金天引きが初年度の方の徴収方法についての規定を定めており、この場合、年度前半の9月30日までは普通徴収の方法によって徴収し、年度後半の10月1日以降は、年金天引きの方法により徴収することとされており、定額減税額は、普通徴収の第1期分から控除し、控除しきれない場合は第2期分から徴収、さらに控除し切れない場合は、令和6年10月以降に支払われる年金から天引きすることとされており、これについて詳細に規定するものでございます。

第3項では、年金天引きが2年目以降の方の徴収方法についての規定を定めており、この場合、定額減税額は、令和6年10月分の年金天引き分から控除し、10月分から控除し切れない場合は、12月分以降の特別徴収税額から順次控除することとされており、これについて詳細に規定するものでございます。

附則第7条の8では、同一生計配偶者においては、令和7年度分の個人住民税で減額す

る旨を規定するものでございます。同一生計配偶者とは、合計所得金額が1,000万超の方の配偶者を指します。

附則第10条の2では、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例に係る課税標準の特例割合の整備になります。特定バイオマス発電設備に係る特例割合の新設、一体型滞在快適性等向上施設に係る特例割合の新設のほか、特定事業所内保育施設に係る特例割合を廃止するものでございます。

附則第11条の2では、据え置き年度である令和7年度及び令和8年度の土地の評価額について、地価の下落に伴い修正ができる措置を継続する改正でございます。

附則第12条では、土地に係る現行の負担調整措置を、令和6年度から令和8年度までの3年間延長する改正でございます。

附則第13条では、先ほどの12条と同様、土地に係る現行の負担調整措置を令和6年度から令和8年度までの3年間延長する改正でございます。

第2条関係の木曽岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部改正では、定住化促進のため、地方税法に基づく減額措置に加えて、町独自制度による減免を行っており、このたび、地方税法に規定する減額措置の適用期間が2年間、令和6年4月1日から令和8年3月31日まで延長されたことから、町条例における減額適用期間についても同様に2年間延長するものでございます。

施行日につきましては、附則第1条のとおり令和6年4月1日でございます。

ただし、第56条、第34条の7第1項、附則第4条の2を削る改正規定については上位法令の改正に伴う引用部分の改正になりますので、それぞれ第2号と第3号に規定のとおりでございます。

また、参考に、今回の改正部分を一覧にした補足資料を添付しておりますので、後刻お目通しください。

以上で、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについての説明を終わります。

○議長（三輪一雅議員） 事務局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

承認第1号について、ご質疑があります方はご発言ください。

○9番（伊藤好博議員） 議長、9番。

○議長（三輪一雅議員） 9番議席、伊藤好博議員。

○9番（伊藤好博議員） お伺いしたいのは、特別税額が控除される納税者に、どういう形で報告されるのですか。

控除分の納税証明書や納税の報告、通知はどうされるのですか。

○税務課長（神野美紀恵課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 神野税務課長。

○税務課長（神野美紀恵課長） 納税者の方への通知におきましては、当初の納税通知書

の中に、定額減税額の記載がございます。

○９番（伊藤好博議員） 議長、９番。

○議長（三輪一雅議員） ９番議席、伊藤好博議員。

○９番（伊藤好博議員） そうすると、今までの納税の通知書とは違うのですね。納税者には、控除額が別に設けた納税通知書が発行されるのですね。

○税務課長（神野美紀恵課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 神野税務課長。

○税務課長（神野美紀恵課長） 当初の納税通知書の摘要欄のようなところに、定額減税額がいくら、定額減税しきれない分がいくらという形で記載がされております。

フォーマットは一緒ですけど、摘要欄のようなところに記載があるということになっております。

○９番（伊藤好博議員） ありがとうございます。

○議長（三輪一雅議員） 他にご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 討論はないようですので、これにて討論を終結します。

これより、上程されております議案の採決に入ります。

日程第４、承認第１号、専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例及び木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） 起立全員です。したがって、承認第１号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第５ 議案第３２号 令和６年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第１号）について

日程第６ 議案第３３号 令和６年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

日程第７ 議案第３４号 木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８ 議案第３５号 木曾岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９ 議案第３６号 木曾岬町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（三輪一雅議員） 続いて、日程第５、議案第３２号、令和６年度三重県桑名郡木

曾岬町一般会計補正予算（第１号）についてから日程第９、議案第３６号、木曾岬町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての５議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議議件名を、議会事務局長に朗読いただきます。

〔職員朗読〕

○議長（三輪一雅議員） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいま上程を賜りました、議案第３２号から議案第３６号までの５議案につきまして、その提案理由を申し上げます。

まず、議案第３２号、令和６年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第１号）についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ４，２００万円を追加し、予算の総額を３７億７００万円とするものでございます。

その補正の主な内容を申し上げます。

民生費では、子ども・健康課の設置に伴う既存予算の所管替えを行っているほか、低所得者支援給付金事業として、令和６年度に新たに住民税非課税となる世帯と、均等割のみの課税となる世帯および、その世帯の１８歳以下の子ども一人当たりに対して給付金を支給するための関係経費を計上すると共に、こども園において故障した空調機器の改修工事に要する経費を追加計上するものでございます。

次に、衛生費では、保健センターに設置した子ども・健康課の窓口を、オープンカウンターに改修するための関係経費を計上し、消防費では、備蓄物資の一部を追加購入するための経費を計上するものでございます。

以上が、歳出予算の主なものでございます。

なお、これに対する歳入予算は、該当事業に対する国庫補助金および地方債を計上するものでございます。

次に、議案第３３号、令和６年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ２００万円を追加、予算の総額を７億１，２６０万円とするものでございます。

国の法改正により、令和６年１２月２日以降、従来の保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されることから、これに対応するために既存システムの改修を行うものでございます。

なお、これに対する歳入予算は、運営準備基金からの繰入金で計上するものでございます。

次に、議案第３４号、木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の

制定についてでございますが、令和6年9月より、福祉医療費における現物給付の対象年齢を18歳までに拡大しようとすることから、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第35号、木曽岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準及び、除外施設等の設置基準を変更する必要があることから、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第36号、木曽岬町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、組織改編による子ども・健康課の創設に伴い、防災会議委員の定数等について見直しを行ったことから、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、上程を賜りました5議案の提案理由説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、十分なご審議を尽くしていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、議案第32号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

令和6年度三重県桑名郡木曽岬町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額に、歳入歳出それぞれ4,200万円を追加いたしまして、予算の総額を37億700万円とし、第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

なお、地方債の補正につきましては、第2表、地方債補正で1つの起債の目的につきまして、その限度額を変更する旨をお示ししておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは次に、令和6年度の6月補正予算、予算事業概要書にて説明をさせていただきます。

このたびの補正予算につきましては、デジタル基盤改革支援補助金をはじめとする国庫支出金や町債などの歳入の増、並びに当初予算編成後の重要性、緊急性のある経費について、それぞれ所要の措置を講ずるものでございます。

今回補正をお願いしようとする会計は、一般会計と国民健康保険特別会計の2つの会計であり、一般会計では、4,200万円を追加いたしまして、補正後の額を37億700万円に、また、国民健康保険特別会計では200万円を追加いたしまして、7億1,260万円とするものでございます。

なお、これによりまして、事業会計を含む全7会計での補正後の予算額は、6億1,801万4,000円となります。

本資料には、一般会計及び国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、それぞれの要点を記載させていただいております。

はじめに、一般会計の歳入の要点についてでございます。

このたびの補正では、4つの款においてそれぞれ所要の補正を行っております。国庫支出金では、デジタル基盤改革支援補助金と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、合わせて1億293万円を増額し、続く繰入金では、国庫支出金の増額に伴って、ふるさと応援寄附金基金繰入金を減額するものでございます。

また、諸収入では、予算調整分として67万円を増額し、最後4つ目の町債では、こども園の空調機器の修繕箇所の追加に伴いまして、施設整備事業債を増額するものでございます。

以上が歳入の主な内容となります。

次に、歳出の要点についてでございますが、歳出では4つの款において、それぞれ所要の補正を行っており、本資料ではそれらの概要について記載をさせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、国民健康保険特別会計では200万円の増額となっております、その補正内容記載のとおりでございます。

なお、これら詳細につきましては、後程担当課より説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、一般会計の補正予算につきまして、歳出予算書事業説明書を用いまして総務政策課より説明をさせていただきます。

事業名は予備費、補正予算額は33万9,000円の減額でございます。地方自治法の定める予備費で、これにより本補正予算の歳入歳出の均衡を図るものでございます。

総務政策課は以上でございます。

○福祉課長（黒田和弘課長） 続きまして、福祉課所管部分でございます。

事業名、社会福祉総務費では、7万5,000円を減額するものでございます。木曽岬町いじめ問題調査委員会事務の所管替えに伴いまして、委員報酬を減額するものでございます。

次に、事業名、障がい者福祉費では、2万5,000円を減額するものでございます。こちらにつきましても、特別児童扶養手当の事務の所管替えに伴いまして、当該事務に係る消耗品費及び通信運搬費を減額するものでございます。

次に、事業名、低所得者支援給付金では、2,446万1,000円を追加するものでございます。低所得者の生活支援として、令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯と均等割のみ課税となる世帯に対して、一世帯当たり10万円を給付するとともに、その

世帯の１８歳以下の子どもに対して、子ども加算として１人当たり５万円を給付するもので、その詳細につきましては、補正理由欄に記載のとおりでございます。

なお、給付金の対象者として、非課税世帯１５０世帯とその子ども加算２０人、均等割のみ世帯５０世帯と子ども加算５人分を見込んでおり、財源として国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としております。

福祉課所管部分につきましては、以上でございます。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長） 続きまして、子ども・健康課所管部分でございます。

事業名、児童福祉事業では、補正予算額１０万円でございます。子ども・健康課の設置による事務の所管替えに伴うもので、その内容は、補正理由欄記載のとおりでございます。

事業名、維持管理費では、補正予算額１，２０８万２，０００円でございます。こども園の空調設備の更新費用で、当初予算では、二階の保育室３基の空調費３３０万円を予算計上しておりましたが、令和６年２月に一階遊戯室の空調機が故障したことから、これを追加し、合計で７基分の更新工事を行うもので、設計業務委託料として２８５万６，０００円とし、更新工事費の追加分７７５万３，０００円のほか、工事期間中の熱中症対策のためのスポットエアコン等のリース料１４７万３，０００円を追加するものでございます。

事業名、保健施設費では、補正予算額１１４万７，０００円でございます。今年度より設置された子ども・健康課の事務室において、来庁者の利便性をさらに向上させるため、追加で工事を行う経費で窓口を広げるための工事請負費８４万９，０００円、備品購入費２９万８，０００円を追加するものでございます。

子ども・健康課所管部分の説明は以上でございます。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） それでは、危機管理課所管部についてご説明させていただきます。

事業名、高度情報処理対策費、歳入予算の財源振り替えでございます。デジタル基盤改革支援補助金の令和６年度分が３月２９日に交付決定されたことによる、当該補助金の増額に伴う財源振り替えを行うもので、財源内訳の国庫支出金を増額する一方、ふるさと応援寄附金基金繰入金と一般財源を減額するものでございます。

次に、事業名、災害対策経費、補正予算額４６４万８，０００円の増額でございます。県の備蓄調達基本方針では、発災から２日間は市町が避難者への物資供給の役割を担うこととされているところですが、能登半島地震を受けて、町で備蓄している避難者用の備蓄物資の一部について、供給期間を２日から３日とし、調達目標数の見直しを行い、必要となる備蓄物資、携帯トイレを２万回分、トイレトーパーを４８０ロール、非常食を４，０００食購入するため、需用費の増額を行うものでございます。

議案第３２号の説明につきましては以上でございます。

○住民課長（伊藤正典課長） 次に、議案第３３号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町国

民健康保険特別会計補正予算（第１号）について説明をさせていただきます。

令和６年度三重県桑名郡木曽岬町の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条１項では、補正額を規定しており、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ７億１，２６０万円とするものでございます。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

内容につきましては、歳出予算説明で説明をさせていただきます。

事業名、一般管理費、補正予算額３８２万７，０００円の増額でございます。法改正により令和６年１２月２日以降、現行の健康保健証の新規発行が廃止されることに伴い、既存システムの改修をする費用でございます。改修に伴う財源につきましては、現在のところ国から具体的に示されないということから、一般財源としており、運営準備基金から２００万円の繰入と、予備費の減額により予算調整をするものでございます。

以上が令和６年度国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○子ども・健康課長（佐藤信恵課長） 議案第３４号、木曽岬町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曽岬町福祉医療費の助成に関する条例（平成１３年木曽岬町条例第１３号）の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段の提案理由でございますが、令和６年９月１日より福祉医療費の現物給付の対象年齢を拡大するため、本条例の一部を改正する必要がある。本条例の一部を改正するには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

新旧対照表にて、ご説明させていただきます。

第９条の上から３行目の受給資格者を、６歳から１８歳に改めるものでございます。

２ページ戻りまして、附則でございますが、この条例は、令和６年９月１日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

○建設課長（伊藤雅人課長） 続きまして、議案第３５号、木曽岬町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案書でございますが、木曽岬町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。

下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、特定事業場からの下水の排除の制

限に係る水質の基準及び除外施設等の設置基準が変更となったことから、木曾岬町公共下水道条例の一部を改正するもので、条例の一部を改正するには地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。このことからこの議案書を提出するものでございます。

具体的な改正の内容でございますが、新旧対照表にて説明をさせていただきます。

第9条第1項において、それぞれ定めていた特定事業場からの排除する下水の水質基準を、下水道法施行令第9条の5及び第9条の6に定める基準に改めるものでございます。

第2項第1号及び第2号については、第1項の改正に伴いそれぞれ改めるものでございます。

第10条第1項及び第11条第1項におきましても、除外施設の設置に関し、それぞれ定めていた水質の基準を、法第12条の11第1項の規定により令第9条の10に定める基準に適合しない下水、法第12条の11第1項第2号に規定する条例で定める基準は、令第9条の11に定める基準とし、それに適合しない下水に改めるものでございます。

改正条文の附則でございますが、施行日につきましては、公布の日から施行とするものでございます。

説明については以上でございます。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） それでは、議案第36号、木曾岬町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案書ですが、木曾岬町防災会議条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

最下段、提案理由でございます。

令和6年4月1日からの町の組織改編による子ども・健康課の創設に伴い、防災会議委員の定数等について見直しを行ったことから、所要の改正を行うものであり、本条例の一部を改正するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があることからこの議案を提出するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきます。

第3条第5項中の「委員は」の次に「、20人以内とし」を加え、防災会議委員の全体の定数を規定することとし、第5項第1号の「もの」の表記を改め、第6号として「前各号のほか、町長が特に必要と認める者」を加えるものでございます。

また、第5項で、防災会議委員の全体の定数を規定したことから、三重県警察と町職員の委員定数を定める同条第6項を削除するものでございます。

改正条文の附則でございますが、施行日につきましては、公布の日から施行とするものでございます。

議案第36号の説明は以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 事務当局の各議案の詳細説明が終わりました。

ただいま上程しましたそれぞれの議案の質疑は、6月12日に行います。

日程第10 報告第1号 令和6年度木曽岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに
令和5年度木曽岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告に
ついて

日程第11 報告第2号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計繰越明許費繰越計算
書の報告について

日程第12 報告第3号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計予算繰越計算
書の報告について

日程第13 報告第4号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計予算事故繰越
計算書の報告について

○議長（三輪一雅議員） 続きまして、日程第10、報告第1号、令和6年度木曽岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和5年度木曽岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告についてから日程第13、報告第4号、令和5年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計予算事故繰越計算書の報告についての4議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（三輪一雅議員） 会議、議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） ただいま上程を賜いました、報告第1号から報告第4号までの報告事項4件につきまして、その提案理由を申し上げます。

まず、報告第1号、令和6年度木曽岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和5年度木曽岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告についてでございます。

第110回木曽岬町土地開発公社理事会において、令和6年度の事業計画及び会計予算が、令和6年3月31日、書面決議により可決されました。

また、第111回の同理事会において、令和5年度の事業報告と会計決算が、令和6年5月10日、書面決議により承認されております。土地開発公社の事務は、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により、毎事業年度の事業計画及び予算、資金計画を作成し、土地開発公社の設立団体長に決算に係る財務諸表の提出が定められております。これを受けて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、関係資料を添えて議会に報告させていただくものでございます。

次に、報告第2号、令和5年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、令和5年度町一般会計補正予算（第5号）および（第7号）

で繰越明許費の承認をいただきました「旧氏及び振り仮名の記載に係る戸籍附票システム改修」から「町道道路改良事業」までの１２の事業において、繰り越した業務の内容が確定しましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、関係資料を添えて議会に報告させていただくものでございます。

報告第３号、令和５年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございますが、令和５年度三重県桑名郡木曽岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）で繰越明許費の承認をいただきました東部地区クリーンセンターのストックマネジメントにおいて、繰り越した業務の内容が確定しましたので、地方公営企業法第２６条第３項の規定により、関係資料を添えて議会に報告させていただくものでございます。

報告第４号、令和５年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計予算事故繰越計算書の報告についてでございますが、東部地区クリーンセンターの脱水機更新工事において、新型コロナウイルス感染症によるロックダウンなどにより、資材の供給に大幅な遅延が生じ、年度内に完成できない状況となったことから、地方公営企業法第２６条第３項の規定により、関係資料を添えて議会に報告させていただくものであります。

以上、上程を賜りました報告事項４件の提案理由説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、十分なご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由の説明が終わりました。

続いて、事務当局に詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、報告第１号、令和６年度木曽岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和５年度木曽岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について、ご説明をさせていただきます。

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、令和６年度木曽岬町土地開発公社の事業計画及び会計予算並びに令和５年度木曽岬町土地開発公社の事業報告及び会計決算報告について、別紙のとおり報告するというものでございます。

はじめに、第１１０回木曽岬町土地開発公社理事会の資料をご覧ください。

本理事会は本年３月３１日付けで書面表決により開催をされまして、本日お示しする資料は、その際の理事会の資料でございます。

はじめに、令和６年度の事業計画でございますが、特段の事業計画はございません。

続いて、令和６年度の会計予算書でございます。

第２条において、収入では、第２款、事業外収益の１，０００円を、また支出では、第２款の販売費及び一般管理費の３４万１，０００円をそれぞれ予定額と定めるものでございます。

続いて、収益的収入及び支出の明細でございます。

上段の収入には、事業外収益の預金利息 1 円を、また下段の支出では、開発公社の事務費といったしまして、委員報酬、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、燃料費、事業委託料、法人税等、34 万 1,000 円を計上しているものでございます。

これ以降のページでは、資金計画、予定損益計算書、貸借対照表、予定キャッシュフロー計算書といった各種財務諸表を添付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、第 111 回木曽岬町土地開発公社理事会の資料となります。

本理事会におきましても、令和 6 年 5 月 10 日の日付をもって、書面表決により理事会が開催されました。

この理事会では、令和 5 年度の決算がまとまりましたことから、令和 5 年度の事業報告、会計決算報告を行うとともに、決算で生じた未処分利益剰余金の処分案についてご審議をいただいたものでございます。

はじめに、議案第 1 号、令和 5 年度の事業報告についてでございます。

ここに記載のとおり、令和 5 年度における事業実施につきましては、特段の事業は行っていないということでご報告をさせていただきました。

また、令和 5 年度の理事会での議決事項につきましては、ページ下段、そして次のページ、それぞれに記載をさせておりまして、それぞれ報告をさせていただきました。

次に、議案第 2 号、令和 5 年度会計決算報告についてでございます。

令和 5 年度の収益的収入及び支出につきましては、収入では、2 款の事業外収益で預金利息の収入 144 円となっており、支出では、2 款 1 項、販売及び一般管理費で、理事幹事会の経費や書類の印刷費等合計で 11 万 7,400 円の支出となっております。

また、次のページからは、資金運用表、損益計算書、貸借対照表、財産目録、キャッシュフロー計算書など各種財務諸表をお示しをいたしますとともに、この会計検査に対する監事の監査意見書の添付をさせていただいております。

次に、議案第 3 号、令和 5 年度未処分利益剰余金の処分についてでございます。

当年度純損失 11 万 7,256 円を前年度剰余金残高 453 万 5,996 円で補填をいたしまして、翌年度の繰越金を 441 万 8,740 円とする処分案をお示ししております。

これら議案第 1 号から第 3 号までの書面表決書の審議結果につきましては、賛成多数により可決いたしましたことをご報告させていただきます。

以上、報告第 1 号の説明とさせていただきます。

次に、報告第 2 号、令和 5 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計繰越明許費繰越計算書を、別紙のとおり報告をするというものでございます。

令和５年度予算を令和６年度に執行するために、令和５年度の町一般会計補正予算（第５号および第７号）で、ご承認いただきました繰越明許費の事業内容が確定したことからこのたび報告させていただくものでございます。

繰越明許費繰越計算書になります。

こちらの計算書では、２ページにわたりまして、２款、総務費から７款、土木費までの５つの款と、これに付随する５つの項における事業名、事業に係る総金額、令和６年度への繰越額とその財源内訳を記載しておりまして、記載の１２の事業にかかる総額１億５，３２９万６，０００円の事業費に対しまして、１億９６８万３，０００円を繰越額とすることをお示ししているものとなります。

次ページ以降では、繰越計算書の明細書を提出しております。

前ページでお示しをいたしました繰越額の予算執行における明細を、歳入歳出それぞれに示しているものでございますが、これらに記載をされている内容につきましては、補正予算の説明時に説明をしたものとなっておりますので、後刻ご確認をお願いいたします。

以上で報告第２号の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○建設課長（伊藤雅人課長） 続きまして、報告第３号、令和５年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

地方公営企業法第２６条第３項の規定に基づき、令和５年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

これは第１回定例会において、令和５年度公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）において承認を受けました繰越明許費の事業が確定したもので報告するものでございます。

次に、繰越計算書でございます。

事業名、東部地区クリーンセンター地震対策ストックマネジメント修繕等でございますが、東部地区クリーンセンターにおいて脱水機の更新工事を行ったもので、翌年度への繰越額は５，０８６万７，０００円でございます。

説明については以上でございます。

続きまして、報告第４号、令和５年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計予算事故繰越計算書の報告についてでございます。

地方公営企業法第２６条第３項の規定に基づき、令和５年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計予算事故繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

これは先ほどの報告第３号でも説明させていただきましたが、東部地区クリーンセンターの脱水機更新工事を令和４年、令和５年度の２か年で現在施工しておりますが、脱水機本体の製作過程において、新型コロナウイルス感染症によるロックダウンや世界的な原料不足による原油価格の高騰などの影響により、電動機や電装機器の部品の供給に大幅な遅延が生じ、年度内の完成が見込めなくなったことから、４，６００万円を事故繰り越しす

るものでございます。

説明については以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。

各議案に関しての質疑は6月12日に行います。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

午前10時13分散会

○議長（三輪一雅議員） 議員の皆様方には慎重なご審議ありがとうございました。

また、加藤町長をはじめ執行部の皆様方には、詳細な説明をいただきありがとうございました。

なお、一般質問日は、6月12日午前9時から再開されますので、ご出席を賜りますよう、お願い申し上げます。

大変ご苦労さまでございました。